

監事監査報告書

私たち学校法人徳島城南学園の監事は、私立学校法（以下「法」という。）法第37条第3項及び寄附行為第10条第2項の規定に基づき、平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の法人の業務及び財産の状況を監査致しました。その結果につき次のとおり報告致します。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会、評議員会に出席し、意見を述べるとともに、理事等から事業の報告を聞き、重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、公認会計士と連携をとり、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 業務の執行に関する決定及び執行は適切であると認めます。
- (2) 資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為の規定に従い、法人の財産及び資金、消費収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 業務及び財産に関し法第37条第3項第4号に規定する理事会及び評議員会に報告する法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

平成24年5月22日

学校法人 徳島城南学園
理事長 近藤 孝造 殿

学校法人 徳島城南学園

監事

中島 裕雄 

監事

浜野 佳奈 

監事監査報告書

私こと学校法人徳島城南学園の監事は、私立学校法（以下「法」という。）法第37条第3項及び寄附行為第10条第2項の規定に基づき、平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の法人の業務及び財産の状況を監査致しました。その結果につき次のとおり報告致します。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会、評議員会に出席し、意見を述べるとともに、理事等から事業の報告を聞き、重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、公認会計士と連携をとり、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 業務の執行に関する決定及び執行は適切であると認めます。
- (2) 資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為の規定に従い、法人の財産及び資金、消費収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 業務及び財産に関し法第37条第3項第4号に規定する理事会及び評議員会に報告する法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

平成24年3月21日

学校法人 徳島城南学園
理事長 近藤 孝造 殿

学校法人 徳島城南学園

監事 板東伯行 